

- 1 審議会名 令和5年度 第4回黒沢洞合自然公園整備検討委員会
- 2 日 時 令和5年10月23日(月) 午前10時00分から
- 3 会 場 会議会場：南安曇教育文化会館 会議室
- 4 出席者 浅川委員、降幡委員、猿田委員、窪田委員、佐藤委員、大浜委員、中田委員、廣瀬委員、東本委員、榛葉委員、
株KRC 藤村さん、藤岡さん、龍野さん
- 5 市側出席者 山越子ども家庭支援課長、赤羽課長補佐、岩渕さん、林主査

協 議 事 項 等

I 会議の概要

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - (1) 基本計画への市民意見の対応
 - (2) 計画内容の具体化検討
 - (3) 今後のスケジュール
- 4 その他
- 5 閉 会

II 協議概要

1 開 会

2 あいさつ

委員長より、開会の挨拶をいただいた。

3 協議事項

(1) 基本計画への市民意見の対応…資料A及び1

《住民説明会及びWEB 募集から得た基本計画への市民意見の紹介》

(株)KRC 藤村さんより資料A及び1を用いて市民意見の紹介を行った。

《住民説明会で説明する基本計画案について》

<目指す公園像の表現について>

(委員長)

資料に従って市民意見への対応を検討していきたい。

従前の計画では目指す公園像の5つの柱のうち、「様々な人が安心して豊かな自然の中で過ごせる公園」とあるが、周辺には熊の出没やオオズメバチ等の危険性が否定できないため、「安心して」の文言を採った方が良いと意見が出ている。

(D委員)

既存公園の整備の時にも三郷中学生から「安全・安心」というキーワードを出して公園づくりを行ったが、その時の「安全・安心」は福祉的な安心を念頭としたものだった。つまりどんな人でも行けて、公園を利用できるというもの。自然の中には危険な生き物があるし、漆が生えていけばかぶれることもある。自然の恩恵を預かりながらもそのような危険もあるということを発信して利用者に理解してもらうことが重要。

(J委員)

「安心」と発信している公園でけがをした場合には「安心して過ごせなかったじゃないか。どうしてくれるのだ。」と責めてくる人が出てくると思う。外部へ発信する言葉としては「安心」は外した方が良い。

(C委員)

私も「安心」という文言をつけると責任がついてくる部分が大きいと考えている。

(L委員)

公園像の5つの柱での「安心」というのは福祉的な意味で、だれでも使えるというところを表しているが、「安全」と混同して捉えられてしまう恐れがあるところに注意したい。福祉的に「いろんな方が利用できて、自然の中で過ごすことができますよ。」というようなキーワードを新たに追加できればよい。

(H 委員)

意見を寄せた方はここにクマやハチの危険性があるのを承知で、この表現の違和感を覚えたというところだと思う。私もその通りだと感じた。「安心」という表現を外して誤解を生まないようにすべき。

(L 委員)

様々な人が来てくれて、包容力ある公園だということを伝えたいので、「様々な人に来てもらえて豊かな自然の中で過ごせる公園」というような表現に変えるのはどうか。

(B 委員)

現状の表現で誤解を招く心配があるなら、「安心」を取ってしまっても、伝えたいイメージは通じるのかなと思う。

(委員長)

とりあえず现阶段では「様々な人々が豊かな自然の中で過ごせる公園」として、更に良い文言があれば次回の会議以降に提案いただくということにする。

<動植物の大量採取の防止について>

(委員長)

続いて昆虫や植物等の自由採取について、業者の大量採取を禁止した方が良いとの提案に対して意見を伺いたい。

(L 委員)

どのように注意喚起していくかが問題であり、案内サインでどのように表示するか工夫が必要と考える。情報の発信内容で、例えば「いろんな人が関わっている」とか、「みんなが大事にしている公園だから、そういう業者の人の採取は遠慮いただきたい」というような内容で、公園の利用者全体で意識がその共有でき、守っていける公園を目指して発信ができればいい。

(N 委員)

子供だけでなく、昆虫採集をする人たち全てで、お互いに共有していこうという意識が重要。子供達からの発信、昆虫クラブがあるのでそこからの発信というような形で「お互い協力して楽しんでいきましょう」と利用者伝えていけたらいい。

<管理体制について>

(委員長)

では以上を踏まえた発信をしていく方針としたい。

次に管理体制の話に入りたい。現状では池に泥がたまっているなど管理が行き届いていない部分があるとの意見を頂いている。管理体制について委員の皆様で提案はあるか。

(L 委員)

管理体制に関して公園の状況を前提とすると、業者対応ですべて管理するのは無理だと思う。資料内の植生管理図に関して、私は草刈り等で手伝ったことがあるが、年何回草を刈るとしてあっても、業者は労力を取られないように刈りやすい時期に回数を実施する傾向がある。管理内容をしっかりと詰めたうえで管理体制を作らないと体制を作れたとしても維持していけない。地元住民や有志でボランティア体制を作り、有償か無償かも含めて検討が必要。個人的にはどのような体制で行えば、この規模の公園が管理できるかの腹案があるので、今後検討していく中でご紹介したい。

(H 委員)

L 委員が言われたとおり、私も地元の方々が中心になってやっていくのが一番いいとは思いますが、実際市民活動というのは、中心的な人々が高齢化する中で、次世代の人にやってもらうところになると引き継ぎ難しいという場面がある。行政側も当時の担当者がその思いですずっと携わっていければいいが、担当が変わると、事務的な業務になりかねない。管理体制作り当初で市の意図する委託内容と、委託先を決めていけば担当が変わっても引き継ぎが容易になる。あとは民間の方でやれることを上手く合わせることで、管理の設計時の思いを繋げていけると思う。

(C 委員)

私も以前に烏川溪谷緑地の管理組織に携わっていた時期があるが、その組織は、市と市民会議で構成されていて市民会議に参加していた人数は立ち上げ当初は数十人いたが、現在は10名以下になっている。尻つぼみのような状態になってしまっている。だからといってボランティア参加の状態を諦めるのではなく、行政側にも協力してもらい、長続きできるように体制づくりをしていくことが重要。また、体制づくりの上で、避けて通れないことが有償なのか無償なのかということ。個人的な考えでは草刈りや、泥上げにはかなりの人員が必要なため有償ボランティアも必要であるとも考えられる。有償・無償の問題を含めてボランティアの携わり方を今後検討していかなければならない。

(L 委員)

資料1-4の管理のための定期作業の範囲図があるが、例えばどこの場所を年間何回というように決めていても、業者は会社の事情で負担の少ないタイミングで規定の回数を行うことを考えることがある。管理の方法を決める場合にはしっかりとどの時期に何回行うというように詳細に決めたいと、市民ボランティアとの住み分けもしっかりしていかなければならない。

市民ボランティアも携わりながら、ボランティアだけでは大変な場面には行政が業者に発注するという形で管理体制を構築し、関係各所で共有することが必要。

(M 委員)

資料を見てもボランティアができる部分と業者ができる部分に分かりづらいので、必要な管理を全て抜き出して、各々行う領域を把握するのが必要。管理が必要だが抜け落ちている部分もあると思うので、そこは現地にお住いの委員が見てご指摘を頂いて必要な管理項目をリスト化し、ボランティアと業者で仕分ける方法を探った方が良い。ボランティアの人数にも限りがあるので全体の必要作業量を確認しておきたい。

<植栽・植物について>

(B 委員)

資料Aの③-4として「駐車場に隣接する公園南側の敷地にクララを植栽してあるが、クララの生育条件に合っていない」とのご意見をいただいたが、クララの移植は容易なので対応はできる。3月上旬に行うのが好ましい。株の大きさによってはスコップでも可能。また、移植との話だが、既存の株はそのまま新しい場所に株を増やすという方法も良いのでは。クララはオオルリシジミだけでなく様々な昆虫の拠り所になるので、公園全体に増やしていくというのを検討しても良い。

(M 委員)

3年程前に公園の敷地ではないが、付近の土地にクララを植えたことがある。日当たりが良くなく、更に雑草が育つ場所だったためクララがあまり残っていない状態になっているという経緯があった。クララを新たに植えて増やすということであればその方がよい。

(B 委員)

既存公園内のクララは日当たりが悪くても生えている状態ならば、その株は適応できているということなので、そのままにして残しておいて良いと思う。

他の木とのバランスもあるので植栽に関しては南農生の考えも含めて検討していきたい。

<進入路について>

(J 委員)

今年の夏前に進入路に砂利を引いてもらったが、大雨で砂利が流れていってしまう。せっかく砂利敷きの対策をとっても長持ちさせる手段がないといけない。簡易的にセメントで固めたり、ゴム板を斜め張ったりする方法があると思うので検討してほしい。

(C 委員)

事務局に聞きたいが、下流で県の遊水地の整備がされているがそれに合わせて公園の方までの進入路を整備するようなことはあるか。また整備するように促すような方法はあるか。

(事務局)

県の遊水地の関係で整備する範囲について遊水地以西の道路は対象ではない。また現在の進入路は県により整備されて、既に市に付け替え済みとなっている。市の都市建設部でも今後の進入路整備の予定はないと聞いている。区からの要望を都市建設部に提出するタイミングがあると思うので、区内で優先順位をつけて要望いただければ、部内で検討されるかと思う。

(L 委員)

まずどのような道にするのかの検討が必要。土留めを作り土砂が入らないようにして、側溝も雨水排水用の側溝にすると、洞合の景観を損なうようになってしまいかも。土留めによって子どもがカブトムシを取りに行けなくなる可能性もある。舗装がいいと考える人や、砂利の道のままの方がいいと考える人もいる。様々勘案して慎重に判断していくべき。

(A 委員)

区としては今までは既存の道路の機能回復という観点で要望をしてきている。今回の進入路に関しては進入路だけでなく機能的一体にも他の部分も考えて要望しないと効果が最大限発揮できない。

(H 委員)

先ほど事務局から区からの要望で整備検討に持っていくとの話があったが、今回の案件は公園への進入路として

の整備であるので、事務局の方で都市計画課と調整して予算化するなどして対応すべきと思う。

(事務局)

各署に調整しながらこちらで進めていく。

<臨時駐車場の考え方>

(委員長)

現状まだ固まったものではないが様子を見て決定していくというところで前回の検討委員会で確認している。この方針のままでいきたい。

<水の安定供給について>

(委員長)

資料Aの⑤-1において水の安定供給の話が出ている。水利権の関係が絡むため手の出しようがないと思う。契約で定めた水量で取水をし、池に入れていき園内は入ってきた分で賄うということかと思う。

(藤村さん)

慣行水利権であるようなので、今の取水口の状態で取れる量が基準になっていると思う。園内途中で水が抜けるという問題もあり、最終的に全て使えるのかという質問が説明会当日に出ていた。ただ、水路に流れる水量が不安定だから公園よりも上流の部分を整備するというのは、今回の公園の整備自体とは別の話。

公園として使う水の量に関しては調査しており、流入量に対してふさわしい池や園内水路を作るという方針である。池のために水量を増やすのではなく、今使用可能な水量に合わせた公園づくりをしていく。

<冬季の管理について>

(藤村さん)

J委員にお聞きしたいが、冬季の水の流れはどうなっているか。

(J委員)

冬場も公園まで通水できるし、途中で止めることも可能。水を常に通水が必要な生物は公園内にいないと聞いているので、現在冬場の通水はしていない。また、水の供給に関して質問したのは、私の家族だが、その意図は拡張部分の水辺の場所は日当たりが悪く冬は凍ったままになるので、水棲生物の繁殖などに条件が合うのかと思い質問したものである。

(藤村さん)

水棲生物の生息に関しても反映できるように基本設計をしていく。

<トイレの位置について>

(M委員)

トイレの場所を計画図の物よりももう少し東側にずらして設置したらどうかというもの。私の家族から出た意見だが、車を運転しない人にとっては、公園の東側から登ってくることになるので既存のトイレが一番西にあることから、トイレが遠いのではないかとということで挙げさせてもらった。全体のバランスとしてピオトープがあるあたりがよいという意見だったが、トイレ用の広さを確保するのが難しい様子であると思う。車を利用しない者の意見として紹介した。

(委員長)

車いすの方のトイレ利用などを考えると、駐車場付近というのが必須条件となるので、トイレの位置に関しては計画のままでいきたい。

<周辺の区域の森林管理について>

(L委員)

区域外になるが河川沿いの倒木について、熊の進入や倒木自体の危険性もあり景観にも繋がるため、県と話し合っ重点的に対応してもらえるように考えてほしい。

(C委員)

この場合の倒木は保安林ということになるのか。

(H委員)

河川区域の場合は保安林ということになるが、その他の部分は森林ということになる。河川内であると管理はどこになるかわからないが、そこ話し合っ対応することになる。そのほかの部分は市の林務担当の方で対応することになる。来年度から森林環境税の課税が始まり、それを財源に管理されていない個人

保有林に対して整備していくことになるが、その調査対象地になっている状況。調査後必要であれば市で計画的に対応していくことになる。河川管理対象以外の森林の管理については以上となる。

《計画内容の具体化検討》

KRC 藤村さんから資料2を用いて計画内容の具体化（主に造成）について説明。

＜雨水の処理について＞

（L 委員）

資料2の断面イメージ図のC-C'断面を見るとわかりやすいが、園路がしっかりできれば、市道側と黒沢川側が盛り上がっているの、雨水は公園内に集まりやすい状況にある。そのような造成状況を前提とすると上手く園内で浸透させていくように整備が必要。

（藤村さん）

拡張地の土壌は20年前まで田んぼだった土地がそのままに残っているので、浸透しやすい土壌なのか、どのくらい造成用の土として使えるか確認していかなくてはならない。資料2の2ページには造成等にあたっての検討方針の記載があるが、現地で発生する土で基本的な造成をすることを基本としたいので、新たに外部から土を運び入れるようなことはしない。また、石材に関しても同様に拡張地から生じたものは公園づくりに使用していく形で消費したい。

＜園路について＞

（D 委員）

資料2の1ページにある造成・園路広場計画の平面図にバリアフリー園路の候補が記載されているが、これによると駐車場のある1段目とピオトープや車いすの方用の降車可能な場所がある2段目と3段目を行き来するためには階段を使用しなければならないことになる。この部分をどうするか。

（藤村さん）

検討課題として今後議論していきたいところ。駐車場から2段目の北側は緩い勾配になっているので車いすの方にも通行できる園路を確保するとこの場所になる。広場の見せ方との兼ね合いになるのでその点も考慮したうえで考えていきたい。

（M 委員）

2段目の下車できる場所で車いすの方が降る場合にはトイレに向かうことができない。そうすると、トイレの位置を下段にしても良いのでは。

（藤村さん）

勾配を検討しながら園路を設定していきたいので、次回の検討委員会で議論できるようにたたき台の平面図を用意したい。

《今後のスケジュールについて》

第5回検討委員会を11月20日15時から開催する。

会議の進捗によっては第6回検討委員会を12月に開催する。

土地利用条例に基づく住民説明会を令和6年1月に実施する。

4 その他

5 閉会